

公告第 57 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び安達地方広域行政組合財務規則（昭和 47 年安達地方広域行政組合規則第 9 号）第 2 条で準用する二本松市財務規則（平成 17 年二本松市規則第 36 号）第 103 条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和 7 年 9 月 2 日

安達地方広域行政組合管理者 三保恵一

1	契 約 方 法	制限付一般競争入札
2	件 名	もとみやクリーンセンターブロワ等修繕
3	施 工 場 所	福島県本宮市本宮字作田 1 1 3 番地 安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター
4	種 別	建設工事 機械器具設置
5	概 要	・ 1 号炉薬品搬送ブロワ 2 台の分解整備 ・ 1 号炉及び 2 号炉減温塔下ロータリーバルブ及び再加熱器下ロータリーバルブの減速機等更新整備 ・ 減温塔ノズルパージ用ブロワの電動機更新整備 ※詳細は閲覧仕様による。
6	履 行 期 間	着手 契約締結日の翌日
		完了 令和 8 年 3 月 2 5 日
7	担 当 職 員	もとみやクリーンセンター 主査 田中 勇
8	予 定 価 格	事後公表とする。
9	低入札価格調査 執行時の基準価格	設定しない。
10	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、開札時点において(1)から(7)に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	(1) 法 令 関 係	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
	(2) 登 録 内 容	本組合の令和 7・8 年度入札参加資格者名簿（建設工事 機械器具設置）に登載されていること。
	(3) 資格総合点数	経営事項審査結果の総合評点が 600 点以上であること。
	(4) 技術者の配置	関係法令を遵守して適正に配置できる技術者がいること。
	(5) 手持ち工事数	本組合発注の手持工事数が 5 件を超えていないこと。
	(6) 資格制限措置	安達地方広域行政組合入札参加資格制限措置要領に基づく制限措置期間中でないこと。
11	(7) そ の 他	過去 2 か年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。
	入札参加申込手続	
	(1) 提 出 書 類	・ 業務委託等制限付一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）
		・ 宣誓書（指定様式）
		・ 配置予定技術者確認書
		・ 配置予定技術者の経歴書及び身分証明書
		・ 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書（写）
		・ 資格要件(7)で定める受注実績及び履行を証明する書面（写）

	(2) 提出方法	指定様式により郵送、又は持参すること。
	(3) 提出先	〒969-1111 福島県本宮市本宮字作田113番地 安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター 電話番号：0243-33-5499 FAX 番号：0243-34-3911
	(4) 申込受付期間	令和7年9月12日（金）から令和7年9月18日（木）まで ※土日祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで
12	設計図書等の閲覧及び現場説明（確認）	
	(1) 場 所	安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター
	(2) 期 間	令和7年9月2日（火）から令和7年9月11日（木）まで ※土日を除く毎日午前9時から午後5時まで ※現場確認については、事前に担当職員の確認を取ること。
13	設計内容に関する質問	
	(1) 方 法	本修繕に関する質問は、指定の様式によりFAX又は電子メールで送信すること。 なお、送信後は確認のため必ず電話連絡すること。
	(2) 送 信 先	安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター 電話番号：0243-33-5499 FAX 番号：0243-34-3911 メールアドレス：clean-center@adachikouiki.lg.jp
	(3) 期 限	令和7年9月11日（木）午後5時まで
	(4) 回答予定日	令和7年9月16日（火）
	(5) 回答方法	上記期日までに質問者に対してFAXで回答するとともに、組合ホームページに掲載する。
14	入札方法等	
	(1) 入札の形式	会場持参方式による入札 （当該公告に記載された入札期日までに入札場所へ集合し、会場前に設置された「入札箱」に入札書を投函すること。）
	(2) 提出書類	・入札書
		・見積内訳書（指定様式） ・委任状（指定の様式で代理人を立てる場合のみ提出）
15	入札日時等	
	(1) 日 時	令和7年9月30日（火）午後1時45分
	(2) 場 所	安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター 2階 大会議室
16	入札回数	3回を限度とする。
17	入札保証金	免除とする。 ただし、落札者決定後契約を締結しない場合には、落札者に対して落札金額（消費税及び地方消費税額を含む。）の100分の5に相当する額の納付を求める。
18	入札書の記載金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者か非課税業者かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
19	落札者の決定	予定価格以下の最低価格入札者を落札者とする。
20	入札の無効	安達地方広域行政組合競争入札心得の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

		(1) 10項に記載のある入札参加資格要件を満たさない者のした入札
		(2) 入札者の印が無い又は欠けている入札書により行った入札
		(3) 見積内訳書の提出を求めている入札で、内訳書の記載内容が非常に簡略（種別ごとの計算過程がなく「一式」表記のみであるもの）であり内訳書の意義をなしていないと判断できる入札
		(4) その他、各様式記載例に記載のある注意事項又は当組合において特に指定した事項に違反した入札
21	契 約 事 項	安達地方広域行政組合財務規則（昭和47年安達地方広域行政組合規則第9号）及び安達地方広域行政組合物件修繕請負契約約款（平成23年安達地方広域行政組合告示第13号）に基づき契約を締結する。
22	契約確定の時期	地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により、両者が記名押印したときに確定する。
23	契 約 保 証 金	契約を締結しようとする者は、安達地方広域行政組合財務規則（昭和47年安達地方広域行政組合規則第9号）第2条で準用する二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号）第88条の規定により、請負代金又は契約代金の100分の10以上の額の契約保証金を納付、若しくは同規則第156条第1項各号に規定する有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、管理者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社を言う。）の保証に係る証書を提出すること。なお、契約保証金の減免については、同規則第90条の規定に基づくものとする。
24	前 払 金 の 支 払	無
25	そ の 他	(1) 当組合指定様式は、当組合ホームページ「インフォメーション→各種様式→入札関係様式→入札・契約関係様式一覧ダウンロード」から取得すること。
		(2) 当該入札公告に記載する内容のほか、当組合の入札・契約関係法令及び入札制度等について熟知のうえ入札に参加すること。
		(3) 日曜日、祝日及び休日は労務者を休養させるよう配慮すること。
		(4) 契約締結時までに「業務責任者通知書」及び受注者と配置技術者が直接的雇用関係にあることを証明する書面（社会保険証等の写し）をもとみやクリーンセンターへ提出すること。
		(5) 建設業者が、施工の一部を下請に付する場合は、安達地方広域行政組合物件修繕請負契約約款（平成23年安達地方広域行政組合告示第13号）に基づくものとする。